

## 福祉職の問題 —その1—

野口 栄子

On the welfare profession (1)

EIKO NOGUCHI

### 序

近年とみに需要の増大しつつある福祉関係の仕事に従事する専門職を養成する機関として、わが国においては大学の福祉関係学科が重要な位置を占めることはいまでもない。福祉という用語を学部や学科や講座に採用しているか、もしくは当該科目について講義をおこなっている大学は、それなりの理念をもち、講座編成、カリキュラム、時間割配当等について吟味を重ねているのは当然である。またそれに従事する教職員の資質や学問態度、学生への指導力等にも充分な考慮が払われる必要がある。学生の卒業後の資格や職場に関する責任ある処置が考えられなければならないのも自明のことである。しかしながらそれらのことについては、現状では十分に満足のえられる状態とはいえない。職場自体も確立しておらず、むしろ暗中摸索と称した方がよいのである。福祉学科をもっている京都府立大学においても同様である。そこでこの小論では、本学卒業生の資格についての根本的方策の一助として、このような福祉関係学科を専攻して社会に巣立っていかうとする卒業生の資格に関してどのような実際運動がなされているか、現状はいかなるものであり、それはどのように改善されるべきか、望ましい方向はなにか等について考察したい。

しかしながらそれについてはまず現在のわが国における日本社会事業学校連盟の活動が重要な問題となってくる。そこで出発点としてその活動を概略的に整理し、まとめることから始めよう。それから必然的に福祉職全般の問題に移る筈である。そしてこのような問題についてまとめることは、福祉にとって必要なことであり、それ自体福祉の現実的問題に密着した課題であると考えからにほかならない。

### 1. 日本社会事業学校連盟の活動

#### a) 日本社会事業学校連盟の発足

昭和29(1954)年11月16日の日本社会福祉学会大会終了

後、国際社会事業学校会議 (International committee of school work) に加入する問題がとりあげられ、それを当面の目的とし、わが国における全国社会事業学校連盟の設立が企図された。その際関係諸大学17校26名により、同連盟の設立が決議され、同志社大学、関西学院大学、大阪社会事業短期大学、中部社会事業短期大学、日本女子大学、立教大学、日本社会事業短期大学、明治学院大学の計8大学<sup>注1)</sup>により準備委員会が結成され、事務局を明治学院大学に設置することが決定された。同時に関東側4大学 (日本女子大学、立教大学、日本社会事業短期大学、明治学院大学) によつて国際社会事業学校会議の規約を取寄せるとともに、わが国における連盟規約案を作成すべきことが委任された。

その後、昭和30 (1955) 年 (決議の翌年) 5月5日には「日本社会事業学校連盟」設立第一回総会が関係者の努力によつて開催され、規約が制定された。(京都府立大学も当初より現在まで引続き加盟) 加盟校は次頁の通りである。(40年5月現在)

#### b) 日本社会事業学校連盟のその後の経過と卒業生の資格獲得のための運動について

上述のごとく、日本社会事業学校連盟は昭和30(1955)年に発足し、創立第一回総会を開催してのち、昭和39(1964)年11月までに12回の総会を開催した。昭和34(1959)年4月には初代会長若林龍夫氏 (明治学院大学) に代つて菅支那子氏 (日本女子大学) が会長に選出された。そして昭和36 (1961) 年からは再び若林龍夫氏が会長で現在にいたっている。会員校には退会 (例えば東北大学農学部生活科学科は同科廃止のため退会—当初代表者は田代不二男氏) や入会等あり、また昭和33 (1958) 年11月27～29日に東京産経ホールにおいて開催された「第9回国際社会事業教育会議」の当番国としての準備・実行・報告も同連盟の大きな仕事であつた。昭和33 (1958) 年2月には連盟行事のひとつとして、日本社会事業短期大学 (現在日本社会事業大学) 仲村優一氏を中心とするグループが、ケースワーク教授法研究会を前年

(学 校 名)	(住 所)	(代表者名)
愛知県立女子大学 文学部児童福祉学科	名古屋市瑞穂区高田町3の28 電話 瑞穂(85) 2191	山崎敏夫
同朋大学文学部社会福祉学科	名古屋市中村区稲葉地町7の1 電話(47) 6426	守屋茂
同志社大学大学院文学研究科 社会福祉学専攻 (同志社大学文学部社会学科)	京都市上京区烏丸通今出川東入 電話(23) 1131	嶋田啓一郎
北星学園大学文学部社会福祉学科	札幌市白石町大谷地828 電話 厚別局 262, 263	助川貞利
和泉短期大学児童福祉科	東京都世田谷区玉川中町2の21 電話(701) 3616	中島武夫
華頂短期大学社会福祉科	京都市東山区知恩院山内 電話(56) 5610	水野隆樹
関西学院大学大学院社会学研究科 社会福祉学専攻(関西学院大学社会 学部社会福祉専攻)	西宮市上ヶ原一番町2 電話 西宮(5) 912~916	竹内愛二
神戸女学院大学大学院文学研究科 社会学専攻(神戸女学院大学文学 部社会学科社会福祉専攻)	西宮市岡田山65 電話 西宮(5) 0955	雀部猛利
熊本短期大学	熊本市大江町鹿渡 電話(4) 4986	内田守
京都府立大学文家政学部福祉学科	京都市左京区下鴨半木町(78) 3131	寺本喜一
駒沢大学文学部社会学科	東京都世田ヶ谷区深沢町1の3408 電話(421) 8151~4・4210	古坂明詮
明治学院大学大学院文学研究科社会 福祉学専攻(明治学院大学社会 学部社会福祉学科)	東京都港区芝白金今里町42 電話(443) 8231	若林龍夫
日本福祉大学社会福祉学部社会福祉 学科	名古屋市昭和区滝川町31 電話(78) 1196, 1197	鉛木宗音
日本女子大学文学部社会福祉学科	東京都文京区高田豊川町18 電話(943) 3131	松本武子
日本社会事業大学社会福祉学部社会 事業学科児童福祉学科	東京都渋谷区原宿3の226 電話(402) 7507	木村忠二郎
大阪女子大学学芸学部社会福祉学 科	大阪市住吉区帝塚山東3丁目 電話(671) 7777~9	雉本時哉
大阪市立大学大学院家政学研究科 社会福祉学専攻(大阪市立大学家 政学部社会福祉学科)	大阪市西区北堀江御池通5丁目 電話(531) 0091・5595	岡村重夫
大阪社会事業短期大学社会事業専 攻	大阪市天王寺区夕陽ヶ丘25 電話(771) 0251・0252・0010	伊藤博
立教大学大学院社会学研究科应用 社会学専攻(立教大学社会学部社会 学科)	東京都豊島区池袋3の1272 電話(983) 0111	岩井祐彦
立正大学文学部社会学科	東京都品川区東大崎4の160 電話(491) 6611・3822・9317	森永松信
四国学院大学文学部基督教学科社会 福祉専攻	香川県善通寺市上吉田町 電話 善通寺 424	西脇勉
淑徳大学社会福祉学部社会福祉学 科	千葉市大巖寺町200 電話 千葉(61) 2395	長谷川良信
白梅学園短期大学	東京都小平市小川町1-830 電話(0423) 41・0855~6	野口明
大正大学文学部社会学科	東京都豊島区西巢鴨4の530 電話(981) 4105~7	中村康隆
東北福祉大学社会福祉学部社会 福祉学科	仙台市荒巻西山1 電話(34) 2393	朽木正己
東洋大学大学院社会学研究科社会 学専攻(東洋大学社会学部应用 社会学科)	東京都文京区原町17 電話(946) 5231	塚本哲

12月よりはじめ、すでに数回の研究例会を開催していることも報告されている。昭和36（1961）年には国際社会事業会議並に社会事業学校会議のローマ大会へ同連盟より若林龍夫会長（明治学院大学）、菅支那子前会長（日本女子大学）、竹内愛二理事（関西学院大学）が代表として参加した。昭和37（1962）年5月10日付で日本社会事業学校連盟発行「J.A.S.S.W. ニュース」がはじめて刊行された。（39年12月にNo. 6 発行）。カリキュラム研究委員会が昭和35年頃から次第に活発に開催されているのも特筆してよい。国際会議への参加はその後もおこなわれている。

しかしながら、如上の主な活動に加えて、同連盟の最も大きな仕事として、「社会福祉主事・児童福祉司及び身体障害者福祉司の資格向上の方策に関する陳情」「家庭裁判所調査官採用試験科目に関する陳情」等があり、これが、当面の論題である「福祉職の問題」についてきわめて示唆的な資料を呈供している。したがってまず同連盟のその活動について追跡検討しつつ問題をすすめた

#### <問題の出発>

当該問題がはじめて同連盟にとりあげられたのは、昭和30（1955）年10月29日中部社会事業短期大学において開催された第2回総会においてであったようである。同総会の席上、社会福祉主事、児童福祉司等専門職の資格を向上せしめる件が委員会に委任され、11月に中部社大、東北大に加えて東京の大正大、日本女子大、立教大、日社大、明学大が第1回の委員会を開いて以来、昭和31年2月までに東京側で4回にわたって会合がもたれた。委員会に毎回出席し協議に参加したのは日社大（木田徹郎・仲村優一）、日本女子大（松本武子、吉沢）、立教大（牛窪浩）明学大（若林龍夫、三吉、阿部）の諸氏であり、その結果「社会福祉主事等任用規定の改正案31. 1. 16」を作成した。その原案を加盟校に配布し、「……御異議がなければ早速日本社会福祉学会に申入れ出来れば連名で厚生省・文部省・都道府県庁・大都市人事委員会等関係諸官庁、並びに諸団体に建議致す所存で……」と若林龍夫会長名でよびかけられている。その際

資料その1 「人事院における国家公務員採用試験について新に専門職（5・6級）として“社会福祉”の任用を設けるばあいどのようなアプローチが望ましいか」というテーマで、牛窪浩氏が提出していただける。

牛窪氏は前人事院考査課長や人事院任用局試験第一課長及び第二課長からのインフォーマルな情報や知識を一つの材料にして、人事院に社会福祉職を設けるよう運動するという趣旨をまとめている。資料1は、当時すでに職場についている福祉職に関してではなく、新しい福祉学科卒業生の獲得すべき職としての専門職の意味をもっている。したがってその際、「社会福祉のコースを有する学校がどれ位あり、卒業生が毎年どれ位あるか」ということを問題の出発点としている。その具体策としては「社会福祉関係の expert を人事院にもうけたり」「学校専門家に依頼して委員会を設けて議案を作成したり手続」するということが考えられている。そのため、「かりに社会福祉専門職を設けたばあい実施計画上の方法、基準などを通じてある程度まで採算がとれるかどうか。」というような、発言ともなっているのである。しかし同時に「社会福祉職のものをとつてほしいという積極的な need があらわれて来なければならぬ」とその必要が福祉の問題それ自体の内部からもりあがってこなければならぬことを強調している。それが結局、「関係官庁・職場・現場等のニード」につながるものなのである。だが現状は「厚生省のばあいそれが熟していない」としてこの資料は終っている。

資料その2 仲村優一氏よりの提出である。その当時の資料で現在も施行されている「社会福祉事業法」「社会福祉主事の資格に関する科目指定」「社会福祉主事の養成機関指定」「身体障害者福祉法」「身体障害者福祉法第十条第二号の規定による社会事業に関する学科の指定」「身体障害者福祉法第十条第四号の規定による養成機関指定」「社会教育法」「社会教育主事講習等規定」の関係部分の紹介である。

資料その3 提出者は仲村優一氏である。「福祉主事の資格及び資格認定講習会に関する改正案」で資料その1、2と関連している。現に職場にある福祉職のための資格および資格認定講習会の改正案である。本質的には資料1の卒業生のための資格措置の問題と関連してくるものである。「改正の方針」「福祉主事の資格要件」「資格認定の養成機関及び講習会」「現任訓練」の四部から成り、「資格認定講習会課目改正案」が附いている。現行の社会福祉事業法に福祉主事の資格とその資格認定の養成方法とが規定されているが、この規定は暫定的、応急のものであるので改正したいという趣旨がかなり具体的に述べられている。

**資料その4** 提出者松本武子氏で、「官庁関係就職に関して」と題し、労働省（労働基準監督官・衛生管理者）、農林省（生活改良普及員）のそれぞれの「試験内容、受験資格、受験手続、試験の一部免除」について説明した参考資料である。

**資料その5** 提出者は明示されていない。むしろ提出者は日本社会事業学校連盟自体といつてよく、この資料1～7までの中心をなす問題である。資料その1、2及びその3に関連して、新卒卒業生と現に職場にある福祉職をふくめた問題として提出されている「社会福祉主事等任用規定の改正案」である。その内容は「社会福祉主事関係」「児童福祉司関係」「身体障害者福祉司関係」にわたり、当時の資格認定法が暫定的なものであるから、もつと厳重にし、併せて新規卒業生が資格をもてるようにとの含みをこめて、具体案を示したものである。<sup>注2)</sup>

**資料その6** 昭和30年7月1日現在の厚生省調「福祉事務所の現状」と題し、「福祉事務所数」「組織機構の状況」「福祉事務所職員の設置状況」「社会福祉主事の資格保有状況」「職員の更迭状況」（事務所数・職員の設置状況・現業員1人当担当世帯数、社会福祉主事年令）を統計的な数字とともに提出している。資格を保有している社会福祉主事が必要だということを説明する資料であるが、その後の資料も出ているので、現在では修正を要する。

**資料その7** 昭和30年3月1日現在の厚生省社会局調「福祉事務所職員の現状」である。「指導員及び現業員の経験年数調」「指導員及び現業員の年令調」「社会福祉主事の学歴別比率調」「社会福祉主事の設置状況」「社会福祉主事の資格保有状況」を資料その6と同じく統計的な数字とともに提出している。資料その6と等しくその後の資料が必要である。

#### <問題の展開>

以上<問題の出発>のところで述べたごとく、日本社会事業学校連盟は、専門職としての社会福祉職の確立を目指して資料をととのえた。ではこれらの資料は、どのように使われ、そのごこの福祉学専攻卒業生の資格の問題は、現任訓練の問題をもふくめて、いかなる展開をとげているのであろうか。前述の問題を受け継いでひきつづき日本社会事業学校連盟の活動を追跡してみたい。

**陳情その1** （32年8月、社会福祉主事、児童福祉司

及び身体障害者福祉司の資格向上の方策に関する陳情）

以上に述べてきた趣旨と資料にもとづいて、日本社会事業学校連盟は、日本社会福祉学会協賛のもとに、次のような陳情を厚生省にたいしておこなった。（全文引用）

「<社会福祉主事、児童福祉司及び身体障害者福祉司の資格向上の方策に関する陳情>

戦後我国における社会福祉各般の事業の発展には極めて著しいものがあり、又これに従事する専門職員についてもその数的整備の面では最近漸く充実されるに至りました。しかしながら、斯業の急速な発展に対応するために専門職員の数的充実を急ぐ余り、従来資質の向上については十分な考慮を払うことができず、反つてその低下を招来する現状にありましたことは寔に憂うべき事実であり、ここにおいて我々は専門職員の資質の向上こそ現在最も緊急且つ重要な問題と信ずるものであります。

本連盟におきましては、日本社会福祉学会の協賛を得て一昨年秋来「社会福祉主事、児童福祉司等専門職の資格向上の方策に関する審議委員会」を開催し、広く関係諸方面の問題とその方策について研究協議を経て参りました結果、重要にして緊急を要すると考えられる左記の諸点について関係各方面の御協力を得て、政府の善処方を要請することとなりました。

就きましては、本連盟の意のあるところを御賢察の上、これが速かなる実施について格段の御高配を賜わりたく陳情に及ぶ次第であります。

昭和32年8月1日

日本社会事業学校連盟

会 長 若 林 龍 夫

日本社会福祉学会

協賛 代表理事 磯 村 英 一

このあとに「社会福祉主事等任用規定の改正案」が附加されている。

この時の様子は連盟配布のプリントによつて次のように報告されている。

「……去る8月1日若林、木田、松本、三吉、渡辺、福田は厚生事務次官、社会局庶務課長、児童局長及び児童局関係諸課に対し、かねて懸案の「社会福祉主事、児童福祉司及び身体障害者福祉司の資格向上の方策に関する陳情」を行いました。陳情は午前10時より午後2時に及び、厚生省側も終始誠意を以て応待され、多大の効果を収めたと考えられるのであります。その際厚生省側からも数項に亘る質問並びに申入れがあり、これら各項に関しましては総会の席上詳しく御報告申し上げると同時に今後の具体的方策に関し御検討願うことになつており

ます。……」というのがそれである。

引用文中に問題とされている総会は昭和32年10月13日の第4回総会のことであり、総会議事にも瞥見するが、詳かでない。この問題はこの時の会長以下の熱意にもかかわらず、よい結果がえられておらず、その後の総会に再度とりあげられ、以後毎年の総会の定例事項として提出され、37年12月の2度目の陳情、その他の陳情等に至っている。

#### ＜その後の総会と活動＞

昭和33年10月18日関西学院大学において開催された第5回総会においては、国際会議の問題が中心であったが、34年5月31日日本女子大学において開催された第6回臨時総会報告では、議事のなかに「社会福祉主事の任用を社会事業学校卒業者とすよう関係方面に働きかけることに主眼をおく」という一項がある。社会福祉主事の必要数や卒業生の数、従来からの社会福祉主事の措置、今後の現任訓練等具体的な問題が総会でどのようになったかは不明である。

その後34年11月1日仙台市において開催された第7回総会報告にも議事のなかに「……昭和34年度事業計画(1) 専門職確立の為に関係官庁へ働きかけること、(2) その他各都道府県に於て社会福祉職を成立させるための活動状況調査をすることになった。……」とある。

35年11月3日大阪社会事業短期大学で開催された第8回総会報告でも、「昭和35年度事業計画」として

○専門職確立のため左の点につき関係官庁へ働きかけること。

○福祉主事の資格向上

○児童福祉司の定員充足

○保健所法中医療社会事業に関する字句を改正すること

○社会職設置の為、人事院に働きかけること

○家庭裁判所調査官の試験科目に「社会福祉」を入れること

○社会事業教育カリキュラムの研究

○共通のカリキュラムを作り、用語、単位数など統一の方向に向かせたい。この為関東、関西に分れて研究委員会を作り、予算も分けて活動すること（責任者関東一会長、関西一大阪市大岡村教授）

○連盟で教科書、参考書の印刷をしたらどうか

ということが報告されている。ここではじめて専門職の確立とともに、カリキュラムの問題が登場してきたわけである。（因に35年秋には、日本ソーシャル・ワーカー協会が成立している。）

36年第9回総会は9月2日札幌市でおこなわれ、専門職に関する議事は予定されていない。（カリキュラム委員会報告はあつた。）

37年第10回総会は、11月25日大阪の日本生命中之島ビルで開催。37年5月10日付で日本社会事業学校連盟発行の連盟ニュース（J.A.S.S.W.）が創刊されたので、37年度の事業や報告はそれによつて判明する。まず、37年度事業計画には

◇東日本側、西日本側カリキュラム研究委員会を続行。東日本側ではグループ・ワーク、コミュニティ・オーガニゼーションの部分を発展させる。

◇これら東西のカリキュラム研究委員会における調査研究の結果を収録し、印刷に付す。

◇教科書の編纂

1. ケース・ワーク事例集の編纂

a. 国連ヨーロッパ支部による社会事業教育の為のケース・レコードの翻訳。

b. 国内のケース・レコードの収録。

2. 英語のテキストの編纂

があり、「J.A.S.S.W. ニュース」No. 3 (38. 5. 10.) によると、37年度第10回総会では「専門社会事業職員の資格を向上せしめる方策についての陳情」を行うことが委託され、37年12月初旬厚生省に陳情書を提出したことがわかる。これは第2回の陳情であり、別項で触れる。

38年度になると事業計画も総会も活発になる。38年度事業計画（案）は次の通りである。（38年1月付）

1. 東日本側、西日本側カリキュラム研究委員会の続行。グループ・ワーク、コミュニティ・オーガニゼーションの部会も発展させる。

2. ケース・ワークカリキュラム研究委員会の過去1年半に亘る研究の成果を整理し、印刷への準備を進める。

3. 社会事業実習に関する基準（案）の取扱いについて。

4. 日本社会事業学校連盟ニュースの継続発行（年2回）。

5. 教科書の編纂（3ヵ年計画）

a. 国際連合技術援護局対、改州福祉計画の編集にかかる「社会事業教育の為のケース・レコード」（8事例）の翻訳（本年度事業）

b. これに加える国内のケース・レコード編集（次年度）

c. 社会福祉専攻学生向け英語テキスト編集

6. 専門社会事業職員の資格を向上せしめる方策についての陳情を日本ソーシャル・ワーカー協会

と共同し、かつ日本社会福祉学会協賛のもとに関係各機関に対し強力に展開する。」

総会は38年10月25日第11回が開催され、場所は東京都品川区裁判所東京宿泊所“みやこ荘”であつた。

「昭和38年度事業報告

- A. 陳情書2件、要望書提出の件
- B. カリキュラム委員会報告  
コミュニティ・オーガニゼーション  
                        全社協 牧 賢 一  
グループ・ワーク 日社大 小宮山 主計
- C. アテネ会議のプログラム委員報告……」

「昭和39年度事業計画審議

- A. 社会事業カリキュラム編集に関する件
- B. スーパーバイザー養成コースに関する件
- C. 児童福祉司の処遇改善に関する陳情の件」

等が総会要項にみられる。

また「J.A.S.S.W. ニュース」No. 4（38年11月10日付）の「昭和38年度事業報告」によると

「◇家庭裁判所調査官補採用試験科目に関する陳情は連盟側の意見通り達成される

- ◇4月からグループ・ワーク、コミュニティ・オーガニゼーション、カリキュラム研究会では、カリキュラムに組入れるべき項目についての一応の成案を得たので秋からはその細部の検討に入る予定
- ◇9月厚生省、其の他関係機関へ「要望書」を提出
- ◇厚生省の要請により4年制大学へ厚生省宛、「児童福祉司資格所与」の照合を行う様依頼する。」

等がある。（「家庭裁判所調査官」「要望書」の件は別項後述。）「児童福祉司資格所与」については京都府立大学にも厚生省へ（もし厚生省から要請があれば）カリキュラムを送付するよう連盟から書面が配布された。

以上述べてきたごとく38年末までに連盟は総会、陳情、カリキュラム研究会、J.A.S.S.W. ニュースの発行、その他の事業計画等をおこなつている。京都府立大学福祉学科もその一員として今後卒業生の資格やカリキュラム問題において大いに活動しなければならぬであろう。

**陳情その2**（37年12月社会福祉主事、児童福祉司等の資格を向上させる方策についての陳情）

陳情その1においてとりあげた32年8月の陳情はその後、よい結果をみちびかないままになつて、その後の総会等の議題に度々のせられた。その後37年度第10回総会で陳情をおこなうことが再度委託され、別項のような陳情書が厚生省に渡された。結果はまた思わしくなく、38

年の「要望書」に引継がれている。ここでは二度目の陳情書を全文引用する。陳情その1と比べると、カリキュラムの名称や単位数は少し変つている。また精神薄弱者福祉司と医療ソーシャル・ワーカーが加わつている。

「社会福祉主事、児童福祉司等の資格を向上させる方策についての陳情

わが国の戦後の厚生行政が、福祉四法を初めとする社会福祉・医療および公衆衛生の各方面において著るしい進展を見、その各分野の業務にたずさわる専門職員についても、その数において、かなり充実するに至りました。しかしながら、専門職員の資質の向上については、その配慮未だしの感があり、資質のすぐれた、かつ専門社会事業を終生の職業とする意欲にもえた人材を採用し、かつその意欲をつなぎとめ、一層発展させるための行政的配慮は遺憾ながら未だ充分に行なわれているとはいえない状況にあります。

このような状態を改善するため、さきに昭和32年2月、日本社会事業学校連盟は、日本社会福祉学会の協賛をえて、社会福祉主事、児童福祉司、及び身体障害者福祉司の資格を向上せしめる方策に関する陳情」を行なつたのでありますが、問題の重要性にも拘らず、その後の事態は必ずしも満足すべき改善を見たとはいえません。

この間、同連盟に加盟する大学も21の多きを数えるに至り、毎年500に余る卒業生を世に送り出しておるのでありますが、彼らの多くが公的福祉、医療公衆衛生の現業に従事することを希望しながら、その要求が充分満たされるまでに至っておりません。

かかる事態に鑑み、日本ソーシャル・ワーカー協会および日本社会事業学校連盟は、日本社会福祉学会の協賛をえて、再び当面重要にして緊急を要すると考えられる左記の諸点につき、国会ならびに政府の善処方を要請することになりました。つきましては私どもの意のあるところを御賢察の上、これが速かなる実現について格段の御高配を賜わりたく、陳情に及ぶ次第であります。

昭和37年12月 日

日本ソーシャル・ワーカー協会  
会長 竹内 愛 二  
日本社会事業学校連盟  
会長 若林 竜 夫  
協賛 日本社会福祉学会代表理事

一、社会福祉主事等の任用に関する関係法の規定を左の如く改正されたい

I 社会福祉主事関係

(一) 社会福祉事業法第18条第1号の規定による社会福祉に関する科目の指定を次のように改め

ること。

○社会福祉主事の資格に関する科目指定（厚生省告示）

社会福祉事業法第18条第1号の規定により、大学等において修得すべき社会福祉に関する科目の単位は、次の表の甲群にかかげるすべての科目の単位ならびに乙群にかかげる科目の単位のうちから3科目以上12単位とする。

甲群 社会事業概論 (4) ケースワーク (4) グループワーク (2) コミュニティ・オーガニゼーション (2) 社会事業実習 (4)

乙群 社会事業史 (2) 社会事業法制 (4) 社会事業行政論（公的扶助論を含む）(2) 児童福祉論 (2) 医療社会事業論（身体障害者福祉論を含む）(4) 社会事業施設経営論 (2) 社会調査 (4) 社会統計 (2) 発達心理学 (2) 精神衛生学 (2) 医学知識 (4) 社会政策学 (2) 社会保障論 (2) 司法保護論 (2) 臨床心理学 (4) 社会病理学 (2)

（改正の理由）

従来の科目指定は、一般教育科目を含めて多くの科目をただ平面的に羅列しているにすぎず、社会福祉に関する科目としての焦点が明らかでない。従つて、短期大学以上をおえている者は、事実上誰でも社会福祉主事になり得るような内容である。そこで、大学の課程における社会福祉に関する専門コースの存在理由を明確ならしめるためには、少くも上の程度の科目指定を実施しなければならない。

(4) 社会福祉事業法第18条第2号の規定による養成機関は、補助者の訓練機関であつて、その修業年限を1年以上とし、その機関に入所することが出来る者は、高等学校又は旧制中学校の課程を修了し、社会福祉関係の業務に満3年以上従事した経験を有する者に限ること。

（改正の理由）

これまでに指定された養成機関の中には、その教育の期間が僅かに2ヵ月乃至6ヶ月程度のものが多いが、この程度の訓練機関では専門の社会事業家を教育するのに余りにも短かすぎる。できれば、かかる養成機関によらず、さきの(4)の規定により4年制大学卒業者を以て社会福祉主事を確保することが望ましいが、実際には、当分の間、これが困難な状態にあるとすれば、せめて養成機関の訓練期間を1年以上に延ばし、その入所資格を

高めることによつて、資質のすぐれた補導者を確保するようにしなければならない。

(3) 同じく同条第二号の講習会に関する規定を削除すること。

（改正の理由）

この講習会は、現在行なわれている社会福祉主事資格認定講習会に当るものであるが、現在は事実上受講資格を問わず誰でも2ヵ月足らずの不十分な講習を受講しただけで社会福祉主事となりうる途が開かれているため、社会福祉主事としての資格に欠ける者が、このルートを経て社会福祉事務所にはいつてくる場合が多い。そこでこのような講習会は元来暫定的な措置として認められていたものであるから、之を削除することが社会福祉主事の資格向上にとつて是非必要である。

(4) 社会福祉事業法第18条第3号を削除すること。

（改正の理由）

上の(4)によつて社会福祉主事及び補助者が確保されれば、それ以外に特別な試験を行なう必要は全くないと考えられるからである。

## II 児童福祉司関係

(4) 児童福祉法第11条の2の第2号に「心理学、教育学又は社会学を専修する科目」とあるのを「社会学又は社会学を専修する科目」と改めること。

（改正の理由）

社会福祉を専修する課程をおく大学が年々増加し、しかもこの課程は、児童福祉司等のケースワーカーを養成することを一つの主要な目標において教育計画がたてられているのであるから、右の条の規定に含まれて然るべきものと考えられる。

(4) 児童福祉法第11条の2の第5号を削除すること。

（改正の理由）

この条項は拡張解釈されて、十分な資格を欠いた者が児童福祉司に任ぜられる危険性が存するので、削除することにしたい。

## III 身体障害者福祉関係

身体障害者福祉法第10条第3号を削除すること。

（改正の理由）

II児童福祉司関係(4)の場合と同じである。

## IV 精神薄弱者福祉司関係

精神薄弱者福祉法第11条第5号を削除すること。

（改正の理由）

II 児童福祉司関係の(ロ)の場合と同じである。

二. 社会福祉の分野における専門社会事業職員の任用方法については、「一般行政職」としてではなく、社会福祉専門職として、特別選衡試験による方法を採用されたいこと。

三. 医療ソーシャル・ワーカーについて左の通り考慮されたい。

1. 医療ソーシャル・ワーカー身分法を制定すること。
2. 各医療機関及び保健所・診療所に専任の医療ソーシャル・ワーカーを必要とすること。
3. 医療ソーシャル・ワーカーの教育と現任訓練を強化制度化すること。
4. 専門技術職として事務部門ではなく、医療部門に所属せしめるよう措置すること。」

この陳情の結果は今日まで成果がない。ただ38年9月厚生省より連盟へ前述の問合せが(4年制大学カリキュラムに関して)あつたことは確かである。

### 陳情その3 (38年2月家庭裁判所調査官の採用試験に関する陳情)

連盟は陳情その1, その2にとどまらず, その1, その2とは多少異なつた家庭裁判所調査官に関する陳情もおこなつた。J.A.S.S.W. ニュースNo. 3 (38年5月10日付)によると, その様子は次のようである。

「家庭裁判所調査官の採用試験における専門科目は従来, 社会学, 教育学, 心理学の三種でありました。これらに「社会福祉学」を新に加えていただく様, 当連盟ではかねてより陳情を計画しておりました。そこで去る3月22日, 日本ソーシャル・ワーカー協会, 日本社会福祉学会と合同で最高裁判所に陳情に及んだ次第です。陳情先は最高裁判所事務総長, 人事局長, 家庭局長, 家庭裁判所研修所長であり, 若松当連盟会長, 日本社会事業大学仲村優一教授等がその任に当りました。その時提出した陳情文は次の通りです。

#### 家庭裁判所調査官の採用試験に関する陳情

標記のことにつきましては, 貴裁判所において, すでに心理学, 社会学又は教育学を専門試験の受験科目とする採用試験を実施しておられるのでありますが, 専門社会事業に関する教育および研究が進展し, かつ, 専門社会事業に従事するソーシャル・ワーカーの団体も生れるに至りました現状にかんがみ, あらたに専門試験科目として「社会福祉学」をお加えいただきたく, ここに, 日本社会事業学校連盟, 日本社会福祉学会, 日本ソーシャル・ワーカー協会の三団体の名において, 陳情に及ぶ次

第であります。

日本社会事業学校連盟は, 昭和30年5月に創立され, ソーシャル・ケースワーカーを含む専門社会事業従事者の養成に当る学部もしくは学科を設置する大学がこれに加盟し, すでにその数も23の多きに達し, 毎年1,000に余る卒業生を世に送り出しております。従つて, 当連盟加盟校からは, 今日まですでに数千に及ぶ卒業生を輩出しておるのでありますが, その殆ど全部の者が専門社会事業を終生の職業として選び, 意欲に燃え誇りをもつて, 斯業に従事しており, その活動分野も厚生, 司法, 法務, 教育, 産業の広般な領域に及んでおります。又現在加盟校に学ぶ学生のうちにも, 将来家庭福祉, 少年保護の領域の仕事にケースワーカーとして従事いたしたき旨の希望を申し出ている者が多数あるのであります。

日本社会福祉学会は, 昭和29年創立され, 現在社会福祉の研究者約500名が会員として当学会に加わり, 社会福祉学の研究とその体系化に努めております。この学会は, 社会福祉学に関する唯一の公認された学会として文部省にも登録され, すでに数多くの研究業績を, 報告書, 研究紀要等の形で世に問うております。また日本ソーシャル・ワーカー協会は, 家庭裁判所調査官, 保護観察官, 社会福祉主事, 児童福祉司等専門のソーシャル・ワーカーを横につなぐ専門的団体として昭和35年11月に創立され, 現在家庭裁判所調査官約400名を含む約1600名の会員を擁し, 専門社会事業の水準を向上させるための諸方策に関する研究および活動を行なつております。

かくの如き諸般の事情は今や, 専門職業としての社会事業, およびその基礎科学としての社会福祉学に関する社会の認識が, 従前にくらべ著しく高まつてきたことを物語るものであります。従いまして, 社会福祉学を専攻する者の中から, 家庭裁判所調査官として貴意に副いよう優秀な人材を多数送り出すことができるものと確信している次第であります。このような状況を御賢察の上, 本件に関し何分の御高配を賜りますよう, よろしくお願い申し上げます。

昭和38年2月10日

日本社会事業学校連盟

会 長 若 林 竜 夫

日本社会福祉学会

代表理事 岡 村 重 夫

日本ソーシャル・ワーカー協会

会 長 竹 内 愛 二

この陳情の結果, 更に「社会福祉学」の受験科目について陳情する事が考慮されました。当連盟では早速, 全国の加盟校役員の方々に御意見を伺う事となり, 去る3



月、遠方より上京された東北福祉大学、朽木正巳学長、神戸女学院大学雀部猛利教授等役員の方々11名御参加の上、次の様な陳情文を作成しました。この陳情文中、特に留意し、苦心をしたのは「社会福祉学」が家庭裁判所調査官にいかに必要なものであるかを客観的に表現する事でありました。その結果次のような陳情文を提出しました。

昭和38年3月30日

日本社会事業学校連盟

会長 若林 竜 夫

最高裁判所 殿

家庭裁判所調査官採用試験科目に関する陳情

標記のことにつきましては、去る2月20日付をもって、日本社会事業学校連盟、日本ソーシャル・ワーカー協会、日本社会福祉学会の三団体の名において、専門試験科目として「社会福祉学」をお加えいただくよう陳情いたしました。其の後、三団体の委嘱を受け、当連盟では受験科目に関する協議を致しました。其の結果に基づき、受験科目について左記の如く、御配慮いただき度く、重ねて陳情に及ぶ次第であります。

記

専門試験D種として左の科目を加える。

- D種 社会福祉学概論（社会福祉事業史を含む）
- 社会福祉方法論
- 社会病理学
- 社会調査

右の科目を設ける理由

社会福祉学の最も大きな貢献は、社会福祉の方法を確立したことであります。社会福祉の方法の一つであり、その基礎をなしているのは、いうまでもなく、ソーシャル・ケース・ワークであります。ソーシャル・ケース・ワークは、対象者とその環境との間によりよき適応をもたらすために、一方において、対象者の人格が有する潜在的可能性を開発すると共に、他方において、地域社会の資源を活用することです。そしてこのことは、対象者とケースワーカーの間の専門的対人関係をケースワーカーが意識的に活用することによつて可能となるのであります。このような意味における専門的対人関係を樹立し、かつ、これを駆使することができるためには、人間関係に関する科学的知識にもとづく、特殊な技術が必要とされるのであります。この社会福祉の方法に関する知識と技術とを実習を通じて総合的に習得させようとするのが、すなわち社会福祉学であります。

かように考えてみますと、社会福祉学は、社会学、心理学、教育学とはおのづから別個の学問であり、社会に

適応することのできない、問題を持つた個人を援助して、その自立と更生をはかる特殊な実践的技術学であります。

家庭裁判所調査官の職務は、少年非行の場合においても、家庭崩壊の事例においても、その直接の目的は対象者の内外の資源を活用し、対象者とその社会環境との間の調整をはかることによつて、その自立と更生を援助することであると考えられます。かかる職務に従事する者としては、大学において、社会福祉学を専攻し、ソーシャル・ケースワーク等の社会福祉の方法に習熟した、熱意のある、有為の人材こそ、最も適当であると信じます。

社会福祉学概論（社会福祉事業史を含む）

社会福祉学の意味、社会福祉と社会保障、社会福祉事業の発展、社会福祉の方法を総論とし、各論として公的扶助、児童福祉、老人福祉、プロベーション・パロール等を含む。

社会福祉方法論

ソーシャル・ケースワーク、ソーシャル・グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーション、社会福祉施設管理を含む。

社会病理学

非行、犯罪、崩壊家庭、スラム等の社会病理現象を科学的に分析し、その意味を理論的に究明しようとするのが社会病理学であるから、調査官のために極めて必要な知識である。

社会調査

社会問題を取扱う以上、問題の実態や原因をとらえることが必要であるから、社会調査の知識と技術を身につけることが重要であることはいうまでもないと思つる。

ところが、最高裁判所では、多少科目の変更、更に「社会福祉学」が「社会学」の項B種の選択科目となりましたが、連盟側の意図は一応受入れていただけました。一步一步専門職としての社会福祉学が各分野で着実に根をおろして行く事が出来る様に今後の活動の上で大きな布石となつた点、非常に喜ばしい事です。

加盟大学の皆様の一層の御援助、御協力を祈ります。

昭和38年度家庭裁判所調査官補採用試験概要

一 対象官職

六等級の家庭裁判所調査官補

二 受験資格

1. 大学の学部を昭和36年3月以降に卒業した者  
または昭和39年3月31日までに卒業見込みの者
2. 昭和5年4月2日から昭和17年4月1日までに

生まれた者

### 三 申込受付

6月10日(月)から7月1日(月)まで当該地家庭裁判所へ申込

### 四 第一次試験(筆記試験)

#### 1. 教養試験(択一式)

#### 2. 専門試験(論文式)

A種 心理学概論, 社会心理学, 臨床心理学, 心理測定.

B種 次の(イ)または(ロ)のいずれかを受験者が選択する.

(イ) 社会学概論, 社会心理学, 社会病理学  
社会調査.

(ロ) 社会福祉法制, ソーシャル・ケースワーク, 社会病理学, 社会調査

C種 教育学概論, 教育心理学, 教育社会学, 教育調査

#### 3. 総合試験(論文式) 人事院試験もある.

4. 試験日 7月31日(水), 8月1日(木), 8月2日(金).

5. 場所 東京都, 大阪市, 名古屋市, 広島市, 福岡市, 仙台市, 札幌市および高松市

### 五. 第二次試験

#### 1. 口述試験

(一) 日時 9月下旬の予定

(二) 場所 東京都, 大阪市, 福岡市および仙台市

#### 2. 身体検査(日時場所は口述試験に同じ)

### 六. 身上調査

七. 最終合格発表 10月上旬の予定

八. 給与 採用当初 七等級二号俸(15,700円)  
採用後一年 六等級一号俸(17,700円)』

因みに38年3月13日付で「従来社会学は社会学概論, 社会調査, 社会心理学, 家族社会学の4科目でありました。これに対応する社会福祉学の科目についてお考えおき下さい。」という書面が連盟から発送されている。又これによつて連盟加盟校から25名合格している。

### 要望書(38年9月専門家庭相談員)

陳情その3に引つづき, 連盟は「厚生省を中心として更に大蔵大臣, 自治大臣等約10ヵ所, (J.A.S.S.W. ニュースNo. 4 38年11月10日付より)に次のような要望書を提出した。

#### 「 要 望 書

最近わが国における問題児の数は優に100万を越すといわれ, しかも低年齢化, 悪質化, 長欠怠学など多く家

庭に原因する問題が, 特に社会発展上重要な意味をもつ中産階層において急激に上昇している。更にわれわれが推測するところでは, 今後, 経済高度成長の途上において社会の都市化, 工業化現象はいちじるしくなり, それに伴つて問題児, 問題家庭の増大, 問題の深刻化が予想され, これを放置するならば, まことに寒心に耐えない事態に至るであろうことが憂慮される。われわれとしても, この点に着目し, それぞれの大学附属の家庭・児童相談所を設け, 高度の科学的臨床技術を駆使して, これが指導に当り, いささかなりともこれが予防に努めているが, 相談殺到して到底われわれの微力を以てしてはその要望に応じ得られない状況である。これをもつてしても, 相談施設に恵まれない地域住民の不安のほどはおし計ることができよう。

この際, 躍進日本の基礎として人づくりを提唱される政府としては, 社会の都市化, 工業化に伴う家庭の危機を防衛し, 心身ともに健康な家庭の建設と児童の健全育成のため, 総合的基本的な家庭児童政策を樹立されることが急務であろう。その第一歩として, 既に諸外国に設けられて相当の効果ありと定評のある専門家庭相談員を早急に全国に配置するよう, 日本社会事業学校連盟の総意をもつて, ここに要望する次第である。

本連盟は, 24の会員大学を擁して, 社会福祉主事, 児童福祉司などの専門社会事業家の養成に当り, 特に昭和30年以降は国際社会事業学校連盟の一機構として世界的視野に立つて臨床技術, 実習及び研究の深化に努めており, 毎春, わが国の社会福祉の向上に生涯を托さんとする1500有余の卒業生を送り出している。

よつて今後の専門的家庭相談員の充足についてもいささか自負するものがあることを申添える。

昭和38年9月 日本社会福祉事業学校連盟

会長 若林 竜夫 明治学院大学

副会長 木村忠二郎 日本社会事業大学

副会長 岡村 重夫 大阪市立大学

以下理事・監事連名

これは当時の厚生省の意図と思ひ合せると有意義と考えられる。

### 陳情その4(39年2月15日国家公務員採用上級試験に関する陳情)

本文は次の通りである。

#### 「 国家公務員採用上級試験に関する陳情

国家公務員採用上級試験につきましては, 来年度からその専門試験の試験区分の一つに「社会」が新たに加えられるやに, うかがつておりますが, 社会福祉を専攻

する大学の学部もしくは学科が次第に増加し、毎年1,000名に余る卒業生を送り出すに至りました。現状にかんがみ、「社会」の専門試験出題分野の一部に社会福祉に関する科目をお加えいただきたく、ここに陳情に及ぶ次第であります。なお、社会福祉に関する科目としては、社会福祉学概論、社会福祉法制、社会福祉方法論、社会調査等を御考慮下されば幸甚に存じます。

本連盟は、昭和30年5月に創立され、専門社会事業従事者の養成に当たる学部もしくは学科を設置する大学がこれに加盟し、すでにその数も25の多きに達しております。当連盟加盟校からは、今日まですでに数千に及ぶ卒業生を輩出しており、そのうちかなりの数に上る者が国家又は地方公務員として社会福祉の業務にたずさわり、その活動分野も厚生、司法、法務、教育、産業労働等の広汎な領域に及んでおります。従つてもし社会福祉に関する科目を採用試験にお加えいただければ、当連盟加盟校から多数の受験申込者を送ることができるものと確信いたします。このような状況を御賢察の上、本件に関し何分の御高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

昭和39年2月15日

日本社会事業学校連盟  
会長 若林 竜夫  
日本社会福祉学会  
会長 岡村 重夫

この結果は今日まだ決定されていない。しかしこのようなあゆみ自体が、公務員としての福祉職をつくりあげてゆくことを考えるとき、決してなござりにできないものと考えられる。

#### 陳情その5 (40年 1月精神衛生技術指導体制の確立に関する陳情書)

最も新しい陳情である。

##### 精神衛生技術指導体制の確立に関する陳情書

私ども専門社会事業に従事するワーカーや研究者等をもつて組織する日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会、日本医療社会事業協会ならびに日本ソーシャル・ワーカー協会は精神衛生対策の問題、特に昭和39年7月25日に精神衛生審議会が行つた精神衛生法改正に関する中間答申書にもられた「精神衛生技術指導体制の確立」の具体化の動きに多大の関心をよせてまいりました。上記三協会は専門の合同研究委員会を設け、本問題に関して慎重に研究討議を重ね意見の統一を図り、且つその具体的充足供給については日本社会事業学校連盟と協議してまいりました。その結果にもとづき、私どもは精神障害者

の福祉を守る立場より、今回精神衛生対策として保健所に配置されるよう予算化された「精神衛生に関する業務に従事する職員（以下精神衛生相談員と呼ぶ）」および「医療社会事業員」の職務の規定およびその充足供給にあつては下記の事項について貴殿の格別の御配慮をたまわりたくここに陳情申し上げる次第であります。

#### 記

1. 地域の精神衛生対策を活発に展開するため、保健所には公私立精神病院および社会福祉機関施設等との緊密な協同のもとに、精神健康管理ならびに精神障害者の早期発見、訪問指導、措置入院手続き等の精神衛生法に規定された法的義務の遂行等の業務に専従する精神衛生相談員を医療社会事業員に加えて配置されたい。その為、両者とも専門ソーシャル・ワーカーとしてその必置制を保健所法にうたわれたい。
2. 精神衛生相談員の執務内容と医療社会事業員の職務内容を別紙の如く明確にされたい。
3. 精神衛生相談員並びに医療社会事業員の充足供給については社会福祉学を専修する大学、またはこれと同等以上の学校を卒業したのち所定の講習（最低3ヵ月）を受講したものをもつてあてるよう考慮されたい。任用に際しては、精神衛生相談員、医療社会事業員とともに技術吏員として任命されたい。
4. 精神医学ソーシャル・ワーカーや医療ソーシャル・ワーカー等医療領域に働くソーシャル・ワーカーの身分資格の確立を図られたい。その際医療ソーシャル・ワーカーの資格については昭和37年12月4日に公衆衛生教育制度制度審議会の答申書においてふられているところであり、その身分資格の確立にあつてはこの答申を十分に尊重されたい。精神医学ソーシャル・ワーカーについてはこの答申を基盤として考慮するよう計られたい。

昭和40年 1月 日

日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会  
理事長 柏木 昭  
日本ソーシャル・ワーカー協会  
会長 木村 忠二郎  
日本医療社会事業協会  
会長 浅賀 ふさ  
日本社会事業学校連盟  
会長 若林 竜夫

#### こ え

J.A.S.S.W.ニュースNo. 3 (38年5月10日発行)の「こえ」の欄には、京都府立大学寺本喜一教授の声に掲載さ

れており、示唆的であるので、引用しておこう。

「○実習についての定型が出来てなく、一方現場の受入機関も十分整備されてないので、官庁側—厚生省、法務省、最高裁等にその受入体制に就いて何等かの一般的諒解を得られるよう連盟として働きかけてはどうか。官庁側も「研修計画」や「スーパービジョン」があるので一般的了解を取れるように働いてはどうか。

○社会福祉特別奨学金制度を設置し、厚生省（各種社会福祉主事、福祉司）、法務省（保護観察官）裁判所（家裁調査官）、病院（医療ケースワーカー）を育成したい。又大学へ現場者を派遣したり、実習生を受入れる制度を考えてはどうか。公衆衛生医師制度の如き。

○文部省、或は学術会議などによつて学問的体系についての支持を得られる様努力しないと基準設定が単なる厚生省のセクツ的な養成機関にならないか。

この点家裁調査官、保母、幼稚園教諭、児童指導員、教護、児童福祉司、社会福祉主事、学校ケースワーカーその他各種の制度について、もつと大学が広汎な基盤に立たれる様、連盟において特にカリキュラム研究において御配慮いただきたい。」

また次号の38年11月10日発行No. 4にも寺本教授の意見が掲載されているので引用したい。

「…尚、社会事業、社会福祉系大学のカリキュラム一般について是非、厚生省と文部省との間、又、厚生省内の公衆衛生局、児童局、社会局との間に連絡せられて、将来の発展のための基礎的カリキュラム設立の御構想を皆様より得ていただきたく、併せて御願ひ申し上げます。

す。

尚、国立社会保障研究所案及国立社会福祉事業職員研修所案がある様ですが、これと大学との関係については是非、御研究たまわりたく御願ひ申し上げます。」

これについては事務局から同号に「……先生の御意見早速、総会にもはかり、皆様と共に連盟活動に反映させていただき所存……」と記してある。

また直接に福祉職の問題にふれたわけではないが、寺本教授は、J.A.S.S.W. ニュースNo. 6（39年12月15日発行）の巻頭言で「日本社会事業学校連盟にとつて……国内的にも、専門職の確立についての強力なアクションが期待され、又、その努力があつた。しかし現状は尚、管理職或は事務職との衝突があり、名誉職（民生委員、保護司等）との調整も必要であるし、他の技術職との関連も極めて重要なのが現実である。」とのべていられる。これはこの問題の今後の意味や課題を如実にしめすものといつてよいであろう。

以上述べてきたことからは、日本社会事業学校連盟の発足から今日までの歩みのなかで福祉の卒業生の資格がどのようにとりあげられてきたかの瞥見である。福祉国家としての日本の将来を考えると、福祉関係学科や講座のもつ責務は重要である。連盟はそれを自分の力でつとめてゆかねばならない。

註1 いずれも当時の名称である。

註2 この原案はその後やや訂正されて陳情その2に登場するので、詳細は陳情その2の項参照のこと。